

「平成 30 年度福岡ヘルス・ラボ」募集要項

1 事業の目的

福岡市では、人生 100 年時代の“健寿社会¹”の実現に向け産学官民オール福岡で取り組む「福岡 100」プロジェクトの一環として、「福岡ヘルス・ラボ」において効果認証型実証事業の提案を募集します。

「福岡ヘルス・ラボ」は、市民の健康維持・増進、介護予防などが期待できる製品・サービスや仕組み（以下、「プロダクト」という。）について、市民の参画を得ながらその効果を測定し、健康づくり等への効果を評価・認証する実証事業の仕組みをいい、市民の健康寿命の延伸、並びに事業者のプロダクトの普及の後押しを目指します。

2 募集期間

平成 30 年 5 月 10 日(木)～8 月 10 日(金) 12:00 まで

3 募集事業

(1) 「健康日本 21 福岡市計画」において生活習慣の改善を目指す、〈栄養・食生活〉〈運動〉〈休養〉〈飲酒〉〈喫煙〉〈歯・口腔〉のいずれかの分野において、市民の意識・行動変容を目指すプロダクトの機能・効果等を福岡市または福岡市を含む複数の自治体圏域で実証する事業であること。ただし、医薬品、医療機器及び再生医療等製品並びに体内摂取する食品や侵襲²性の高いプロダクトに関する実証事業は除く。

なお、実証事業は、

- ① 普段の生活の中で、生活習慣病、ロコモティブシンドロームなどの予防や症状の改善（重症化予防を含む）につながる健康行動に「つい取り組みたくなる」「楽しみながら取り組める」など、健康行動の習慣化を期待できるプロダクトに係るものであること
- ② 下記資料を参照のうえ、健康づくり等の指標において、福岡市が悪化している項目、改善しているが全国を下回る項目、国の目標値に達していない項目などの改善に資するものであること

<参考資料>

- 健康日本 21 福岡市計画（平成 25～32 年度）
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/shika-eiyo/shisei/kenkonippon21.html>
- 健康日本 21 福岡市計画の中間評価（平成 25～29 年度）
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/shika-eiyo/health/kenko-dukuri/kenkonippon21.html>
- 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に関する目標等と福岡市の現状

¹ 健寿社会：必要な医療やサービスが受けられ、健康で自分らしく生きていける「個人の幸せ」と、効率的な制度や仕組みが構築され、保険料や税金の負担も抑えることができる「社会の幸せ」を両立できる持続可能な社会。

² 侵襲：体に有害となる可能性のある行為とその程度のことを指す。福岡ヘルス・ラボにおける侵襲とは、身体への装着や運動・活動への参加等によって、参加する市民の身体又は精神に傷害や負担が生じること。

詳しくは、本募集要項 P.9 を参照のこと

- (2) 参加する市民の健康状態等を測定し、健康維持・増進や介護予防、症状の改善（重症化予防）に係る効果分析を行う実証事業であること
- (3) 倫理審査等の必要な手続きを完了した実証事業であること（完了予定^{注1}を含む）
注1) 「完了予定」とは、2の募集期間内に倫理審査等の必要な手続きを完了することができなかった実証事業について、平成30年10月31日までに倫理審査等の手続きを完了する目途が立つ場合を指す。
- (4) 参加する市民の個人情報及び権利を守ること
- (5) 原則、参加する市民に対して経済的負担を求めないこと

4 応募資格

- (1) 日本国に事業所を有する法人、若しくは日本国に住所を有する個人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体等であること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）
なお、複数の法人で共同して（企業等連合体として）応募する場合は、全ての法人が本資格を満たすこと
- (2) 福岡市内で実証事業の実施が可能であること
- (3) 福岡市が措置する指名停止期間中の者でないこと
- (4) 実証事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務体質を有すること
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (6) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- (7) 過去6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと
- (8) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと
- (9) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと

5 提案内容

下記の項目について、全て記載すること。

- (1) プロダクトの概要
 - ①名称
 - ②対象者（主たるターゲット）
 - ③そのプロダクトが持つ特徴
 - ④市民の健康維持・増進や介護予防、症状の改善（重症化予防を含む）における意義、有効性
- (2) 実証事業の方法
 - ①倫理審査の依頼先機関及び時期
注1) 倫理審査の依頼先機関・時期が、予定の場合は予定情報として、未定の場合は、「未定」と明記してください。
 - ②実施の時期及びその期間
注1) 効果測定を行う時期を明記してください。
注2) 福岡ヘルス・ラボとして実施時期を制限するものではありませんが、実証結果を明確にできる期間を、事前に専門家等と相談のうえ提案してください。

③実施地域又は場所

注 1) 市民が効果の実証に参加しますので、主たる実施地域又は場所は福岡市内に設定してください。ただし、全国など広域での比較を目的とする実証事業の場合は、この限りではありません。

注 2) アプリケーションの活用、遠隔地へ提供するプログラムなど、市外での実施に合理的な理由を認める場合は、事務局に相談してください。

④測定項目

⑤参加者数

⑥参加者の選定条件

⑦参加者の除外条件

⑧実証事業で参加者に求める行動や内容

(3) 参加者の安全の確保

①実証事業の中止条件

②参加者個人に対する停止条件

(4) 実証事業において想定される事故とその補償方法

(5) 実証事業による成果の活用方法

(6) 実証事業の実施体制

(7) 個人情報の取扱い

(8) スケジュール

(9) 参加者への配慮

6 提出書類

(1) 提出書類の種類

提出書類		説明
提案書類	①応募申込書兼誓約書	「様式1」 ＜共同事業体による応募の場合＞ 代表事業者名で作成し、提出してください。
	②実証事業提案書	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式の指定はありませんが、A4縦又はA4横の横書きを基本としてください。 ● 「5提案内容」で指定するすべての項目について、記載してください。
	③法人概要・事業経歴書	「様式2」 ＜共同事業体による応募の場合＞ 共同事業体を構成する事業者すべてについて個別に作成し、提出してください。
	④共同事業体調書	「様式3」 ● 複数の事業者による共同事業として提案する場合、提出してください。
	⑤当該提案内容の参考資料	● 過去、当該提案内容と同様又は類似の実証事業がある場合は、その概要や結果がわかる資料を提出してください。
添付書類	⑥登記事項証明書 (全部事項証明)	<ul style="list-style-type: none"> ● 法務局発行の「現在事項全部証明書」 ● 役員全員の名前が記載されていることを確認してください。 ＜共同事業体による応募の場合＞ 共同事業体を構成する事業者すべてについて取得し、提出してください。
	⑦財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ● 直近の決算2年分の、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し ＜共同事業体による応募の場合＞ 共同事業体を構成する事業者すべてについて個別に提出してください。
	⑧申請者の概要がわかるもの	● 会社概要、プロダクトのパンフレットなど

注1) ⑤登記事項証明書は、平成30年2月1日以降発行された原本を提出してください。

(2) 提出書類の部数

①1事業者による応募の場合

提案書類（提出書類①～③、⑤）各12部（1部原本、残り11部は複写可）

添付資料（提出書類⑥～⑧）各1部

②共同事業体による応募の場合

提案書類（提出書類①～⑤）各12部（1部原本、残り11部は複写可）

添付資料（提出書類⑥～⑧）構成する事業者すべてについて各1部

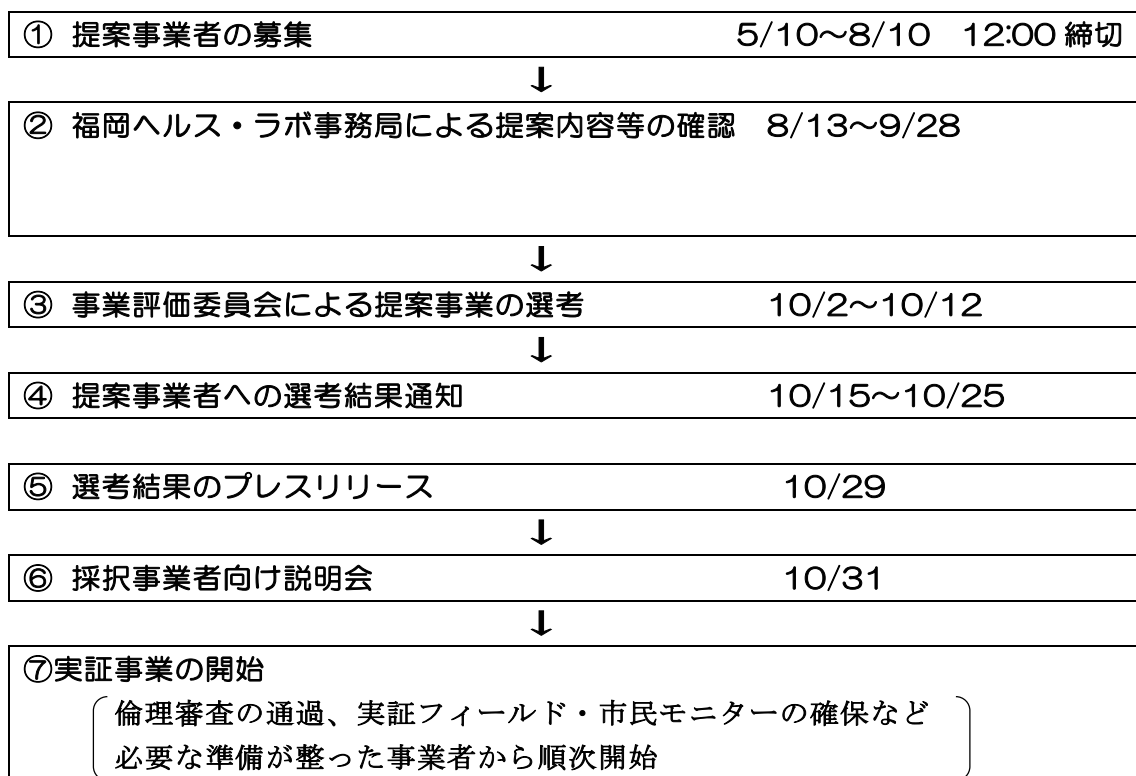
(3) 提出書類の取扱い

- ①「事業提案書兼誓約書」ほか提出書類の提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- ②提出書類は返却しません。提出書類は、採択に至った場合に使用するほかは、提案の選考以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- ③提出いただいた書類は、提案の選考事務に必要な場合、複製することがあります。
- ④選定された提案は、福岡ヘルス・ラボ事業評価委員会（以下、「事業評価委員会」という。）との協議により、内容の変更を求めることがあります。

7 募集スケジュール

(1) 募集開始から実証事業開始までの流れ

募集から、実証事業開始までの流れは概ね以下のとおりです。



8 説明会

提案に関する福岡ヘルス・ラボ事務局（以下「事務局」という。）からの説明会等は特に設けておりません。提案に関するご質問は「9 質問書の提出」をご確認ください。

9 質問書の提出

(1) 提出期限・方法

平成 30 年 7 月 27 日(金) 16 時までに、電子メールで照会し、質問票を提出した旨を電話で連絡してください。

(2) 提出書類

質問票（様式 4）

(3) 回答

質問に対する回答は、受付日の翌日から3営業日以内に福岡ヘルス・ラボホームページ内（URL：<https://www.f-healthlab.jp>）に掲載します。

10 提案書の提出

(1) 提出期限・提出方法

平成30年8月10日（金） 12時までに、郵送（必着）又は持参してください。

(2) 送付・持参先

福岡ヘルス・ラボ事務局 福岡地域戦略推進協議会内

福岡市中央区天神 1-10-1 福岡市役所北別館

TEL：092-733-5682 / FAX：092-733-5680

受付時間 平日 9：00～17：00

(3) その他留意事項

- ①提出期限を過ぎての提出は、理由の如何によらず受理できません。
- ②提案に係る一切の費用は、申請事業者が負担するものとします。

11 提案事業の選考

(1) 選考方法

①提案は、事業評価委員会を開催し、審査基準に基づき選定します。

②なお、提案内容について、事業評価委員会での説明を求める場合があります。説明をお願いする場合の詳細な時間等は、後日、対象事業者にも事務局よりeメール及び電話で連絡します。

(2) 審査基準

審査は以下の観点から総合的に判断して行います。

①事業の目的・テーマを踏まえた提案になっているか

②市民の健康維持・増進や介護予防、症状の改善（重症化予防を含む）における意義、有効性

③健康行動の習慣化を期待できるか

・エンターテインメント性（「つい取り組みたくなる」こと、「楽しみながら取り組める」こと）

・自然さ（「無理なく取り組める」こと）

④参加者の負担度合い

⑤参加者の安全安心の確保

⑥実証実験の実現可能性

⑦実証実験で得られた成果の活用方法

⑧参加者の個人情報等の保護

(3) 失格要件

本募集要項に定める条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、事業評価委員会委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

12 選考結果通知

平成30年10月25日（木）17時までに、すべての提案事業者に対しeメールで通知する予定です。

採択した事業者名及びプロダクトの名称・概要については、福岡ヘルス・ラボホームページで公表します。

なお、結果に関する問い合わせはお受けできません。

13 実証事業実施の流れ

採択された実証事業は、概ね下記のとおり進めていく予定です。

(1) 実施計画の確認

事業者は、必要に応じて、次のものを事務局に提出してください。

- ア) 実証事業の詳細を計画した実施計画書
- イ) 倫理審査の合格が確認できる書類の写し

(2) 実証事業の進め方の確認

事業者と事務局との間で、事業実施にあたっての作業や責任分担等の必要な事項について確認し、契約等を締結します。

(3) 実証事業に協力いただく市民モニターの募集

- ① 実証事業への参加者を募集します。なお、地域や施設を定めて実証事業を行う場合は、必要に応じて、福岡ヘルス・ラボ事務局がマッチングを支援します。
- ② 事業者は、必要に応じて参加を希望する市民への説明会やプレゼンテーション等を開催します。
- ③ 実証事業に参加する市民を決定し、事業者と市民との間で実証事業に係る契約を締結します。

(4) 実証事業の実施

- ① 倫理審査で承認された方法に基づき、市民モニターの協力を得てプロダクトの実証及び効果測定を行います。
- ② 効果測定中は、事業評価委員会が求める測定現場、データの保管方法、分析方法等の確認をすることがあります。
- ③ 効果測定で得られたデータに基づき、健康維持・増進や介護予防などに関するプロダクトによる効果の程度を検証します。

(5) 実証結果の評価

- ① 実証事業が終了した際、本事業で得られたデータに基づく検証結果を含む実証事業報告書を、事業評価委員会へ提出してください。
- ② 事業評価委員会は、事業者による検証結果を評価し、その結果を福岡ヘルス・ラボ運営委員会に進達します。
- ③ 運営委員会は、事業評価委員会の評価に基づき、市民の健康維持・増進や介護予防などに寄与するものであると認める場合は、福岡ヘルス・ラボによる認証を行います。

(6) 実証事業の広報

- ① 実証事業の最終結果（可能な場合は中間結果を含む）は、福岡ヘルス・ラボホームページなどで公表します。
- ② 具体的な広報方法は、プロダクトに応じて個別に調整します。

14 注意事項

- (1) 事業者には、事業評価委員会より事業の進捗や事業成果等の状況について報告を求めます。また、必要に応じ、進捗・状況確認のため現地に赴く場合があります。
- (2) 実証事業に係る費用（事業評価委員会から事業者に対する知的財産権の利用状況調

査、追跡評価及び追跡調査等に係る資料作成、情報の提供、ヒアリングへの対応等を含む)は、事業者が負担するものとします。

- (3) 実証事業の参加者の選定条件等により、対象となる市民モニターが集まらないなどを理由に、実証事業を行えない場合があります。あらかじめご了承ください。

15 お問合せ先

福岡ヘルス・ラボ事務局 福岡地域戦略推進協議会内

福岡市中央区天神 1-10-1 福岡市役所北別館

TEL : 092-733-5682 / FAX : 092-733-5680

受付時間 平日 9 : 00 ~ 17 : 00

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に関する目標等と福岡市の現状

■ 国の目標値に到達しているもの
■ 国の現状値に到達しているが目標値には到達していないもの
■ 国の現状値に達していないもの

項目	具体的指標	国		福岡市	
		健康日本21にも同様の指標があるもの	現状値 (H28)	目標値 (H34)	現状値 (出典)
第一 歯科疾患の予防に関する目標					
(1) 乳幼児期 :健全な歯・口腔の育成	① 3歳児でう蝕のないものの割合の増加		83.0% (H27)	90%	83.3% (H27) (* 1) 86.3% (H28) (* 1)
(2) 学齢期 :口腔状態の向上	① 12歳児でう蝕のない者の増加		64.5%	65%	61.6% (* 2)
	② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少		19.8%	20%	-
(3) 成人期 妊産婦である期間を含む)健全な口腔状態の維持	① 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少		27.1% (H26)	25%	-
	② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少		44.7%	25%	57.9% (* 3)
	③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少		35.1%	10%	49.2% (* 3)
	④ 40歳で喪失歯のない者の割合		73.4%	75%	95.6% (* 3)
(4) 高齢期 :歯の喪失の防止	① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少		34.4%	10%	31.2% (* 3)
	② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少		59.4%	45%	72.4% (* 3)
	③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加		74.4%	70%	75.3% (* 3)
	④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加		51.2%	50%	55.8% (* 4)
第二 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標					
(1) 乳幼児期及び学齢期 :口腔機能の獲得	① 3歳児での不正咬合等が認められるものの割合の減少		12.3% (H27)	10%	10.8% (H27) (* 1) 11.3% (H28) (* 1)
(2) 成人期及び高齢期 :口腔機能の維持・向上	① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加		72.6% (H27)	80%	60～64歳 77.5% (* 5) 65～74歳 71.5% (* 5)
第三 定期的に歯科検診または歯科医療を受けることが困難なものに対する歯科口腔保健における目標					
(1) 障害者・障害児 :定期的な歯科検診・歯科医療の推進	① 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加		62.9%	90%	68.0% (* 6)
(2) 要介護高齢者 :定期的な歯科検診・歯科医療の推進	① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加		19.0%	50%	-
第四 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標 :歯科口腔保健の推進体制の整備					
出典・備考等	① 過去一年間に歯科検診を受診した者の割合の増加		52.9%	65%	51.2% (* 5)
	② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加		26都道府県 (H27)	23都道府県	
	③ 12歳児の一人平均う歯数が1.0未満である都道府県の増加		28都道府県	28都道府県	
	④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加		43都道府県 (H29.4月)	36都道府県	
<p>【国の現状値出典】 3歳児歯科健康診査 (H27年度), 学校保健統計 (H28年度), 歯科疾患実態調査 (H28年), 国民健康・栄養調査 (H26およびH27年度), 厚生労働科学特別研究 (H28年)</p> <p>【福岡市の現状値出典】 * 1 : 3歳児歯科健康診査 (H27, H28年度) * 2 : 福岡市学校保健統計 (H28年度) * 3 : 歯科節目健診 (H28年度) * 4 : 福岡市高齢者実態調査 (H28年度) * 5 : 市民の健康づくりに関するアンケート調査 (H28年度) * 6 : 障がい者施設における歯科保健アンケート調査 (H29年度) ※入所, 短期入所, 共同生活援助施設に実施</p>					